令和８年６月２４日

# 令和８年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、事務・事業の特性を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和８年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## １．調達の現状と要因の分析

（１）当機構における令和７年度の契約状況は、表１のとおりであり、契約件数は 949 件、契約金額は 1,405 億円である。

競争性のある契約は 246 件（構成比 25.9％）、635 億円（構成比 45.2％）であり、その内訳は図１のとおりである。令和６年度と比較して件数が減少したのは、北陸新幹線が開業したことにより北陸新幹線建設局の令和７年度の契約件数が減少したことによる。金額が大きく増加したのは、中央新幹線建設に係る大規模な橋りょう工事を 2 件契約（合計 384 億円）ことによる。

競争性のない随意契約は 703 件（構成比 74.1％）、770 億円（構成比 54.8％）である。その内訳は図２のとおりであり、鉄道事業者の営業線内で施工する委託工事や共有船の建造など、いずれもその性質上、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。令和６年度と比較して件数及び金額が減少したのは、令和７年４月１日より国の基準に合わせて少額随意契約の基準額を引き上げたことに伴い集計の対象となる契約範囲が狭まったことによる。

全体として令和７年度は令和６年度と比較し、競争性のある契約の件数が減少（△16.9％）しているが、これは競争性のある契約の発注件数自体が減少したものであり、競争性のない契約へ移行したものではない。

競争性のある契約のうち、金額で大きな割合を占める鉄道施設の工事については、すべての案件で競争入札を実施し、着実に契約に至っているところである。

表１　令和７年度の調達全体像　（単位：件、億円）

| | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 比較増△減 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | (22.4%)<br>241 | (24.7%)<br>302 | (21.4%)<br>203 | (44.1%)<br>620 | (△15.8%)<br>△38 | (105.3%)<br>318 |
| 企画競争・公募 | (5.1%)<br>55 | (1.4%)<br>17 | (4.5%)<br>43 | (1.1%)<br>15 | (△21.8%)<br>△12 | (△11.8%)<br>△2 |
| 競争性のある契約（小計） | (27.6%)<br>296 | (26.0%)<br>319 | (25.9%)<br>246 | (45.2%)<br>635 | (△16.9%)<br>△50 | (99.1%)<br>316 |
| 競争性のない随意契約 | (72.6%)<br>778 | (74.0%)<br>906 | (74.1%)<br>703 | (54.8%)<br>770 | (△9.6%)<br>△75 | (△15.0%)<br>△136 |
| 合　計 | (100%)<br>1,074 | (100%)<br>1,225 | (100%)<br>949 | (100%)<br>1,405 | (△11.6%)<br>△125 | (14.7%)<br>180 |

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）比較増△減の（ ）書きは、令和７年度の対令和６年度伸率である。
（注３）少額随意契約は含まない。

図１　令和６年度及び令和７年度における競争性ある契約の実績

【件数ベース】　【金額ベース】

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）少額随意契約は含まない。

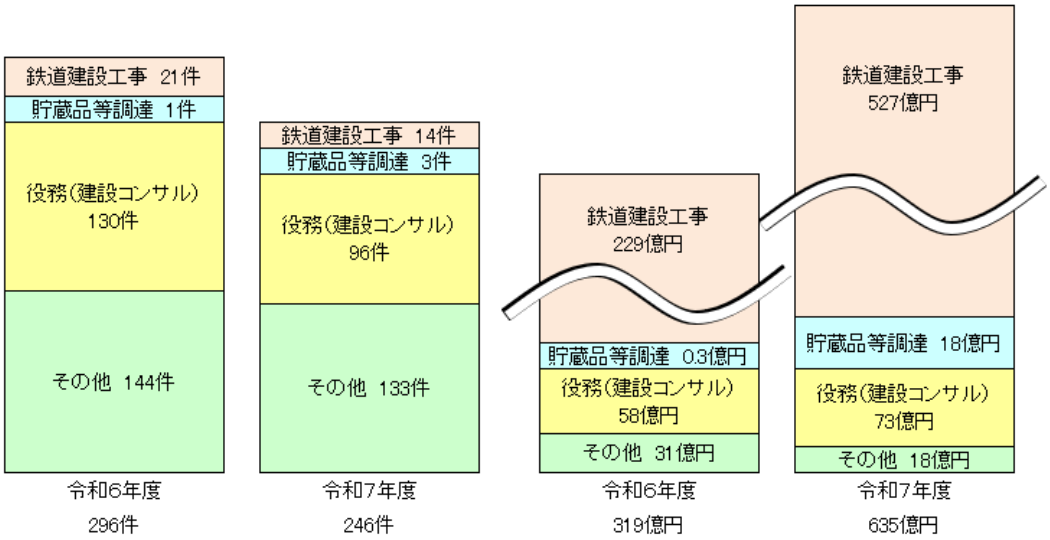

図２　令和６年度及び令和７年度における競争性のない随意契約の実績

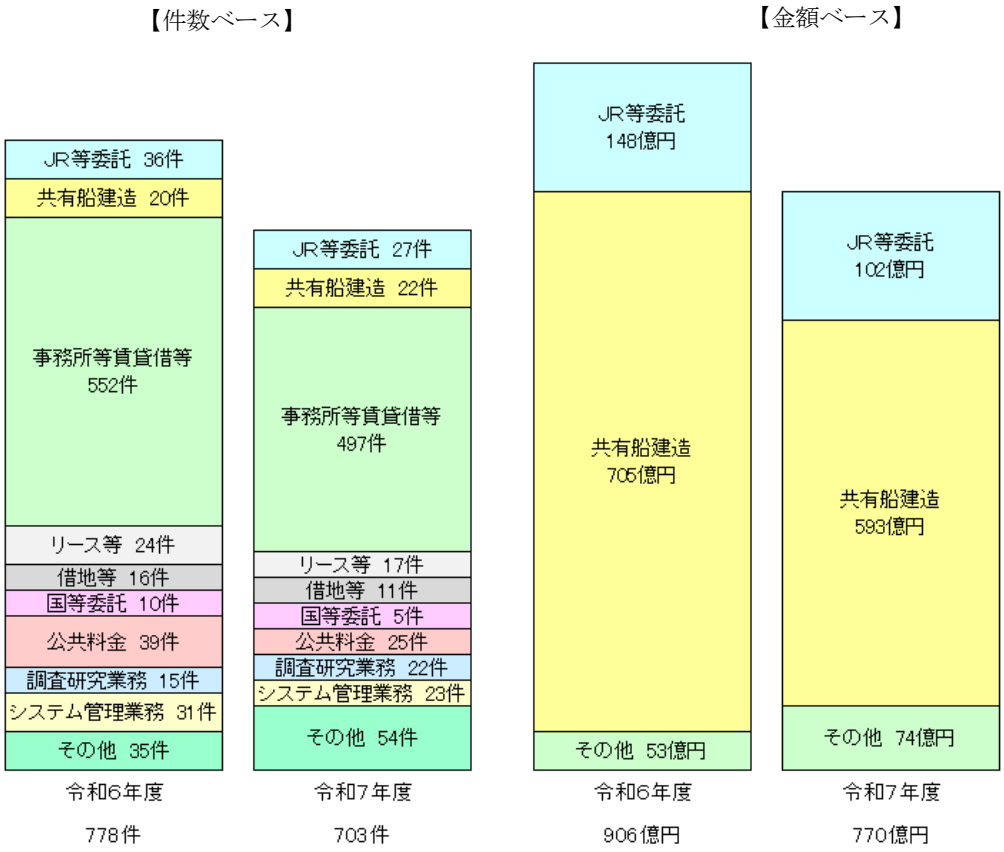


（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注２）少額随意契約は含まない。

（２）当機構における令和７年度の一者応札・応募の状況は、表２のとおりであり、契約件数は97件（構成比39.4%）、契約金額は84億円（構成比13.2%）である。

令和６年度と比較して件数が減少（△11件）したのは、競争性のある契約の総件数が減少（△50件）したことによる。

金額が大きく減少（△18億円）したのは、鉄道建設工事において規模が大きい案件での一者応札・応募案件が減少したことによる。

表２　令和７年度の一者応札・応募状況　（単位：件、億円）

| | | 令和６年度 | 令和７年度 | 比較増△減 |
|---|---|---|---|---|
| ２者以上 | 件数 | 188（63.5%） | 149（60.6%） | △39（△20.7%） |
| | 金額 | 215（67.6%） | 551（86.8%） | 335　（155.2%） |
| １者 | 件数 | 108（36.5%） | 97（39.4%） | △11（△10.2%） |
| | 金額 | 103（32.4%） | 84（13.2%） | △18（△18.4%） |
| 合　計 | 件数 | 296　（100%） | 246　（100%） | △50（△16.9%） |
| | 金額 | 319　（100%） | 635　（100%） | 316　（99.1%） |

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。
（注３）比較増△減の（ ）書きは、令和７年度の対令和６年度伸率である。

（参考）令和７年度契約の件数及び金額の内訳

【件数ベース】

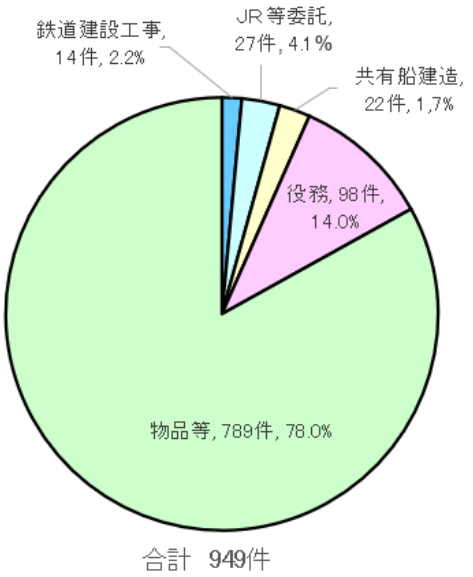


【金額ベース】

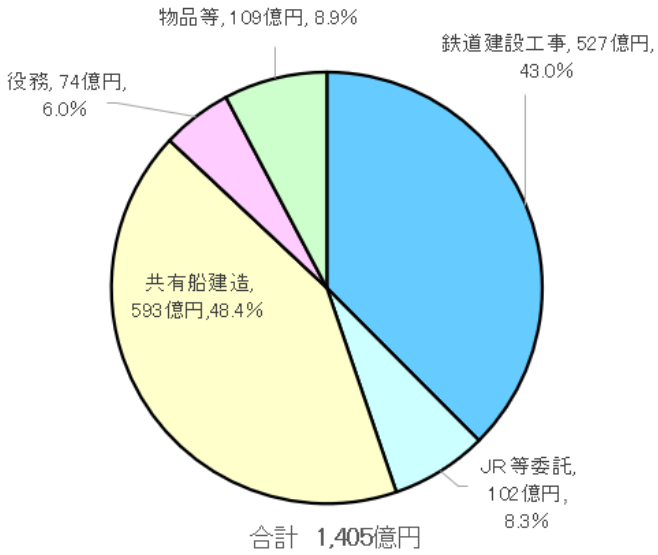


（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）少額随意契約は含まない。

２．重点的に取り組む分野（【　】は評価指標）

上記１の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（１）鉄道建設工事に関する調達

① 入札・契約手続の適正化、効率化

【当該取組の実施状況（総合評価方式実施率※を含む）】

鉄道建設工事に関する調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札を実施する一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成 17 年に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。

令和８年度においては、一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事については総合評価落札方式を実施し、技術提案等の評価について、外部有識者を交えた総合評価審査委員会小委員会において検証を行うことなどの取組みにより、引き続き中立かつ公正な調達に努めつつ、公共工事の品質確保の促進を図る。

（参考）令和７年度の当機構の鉄道建設工事の契約件数及び金額

（単位：件数、％、億円）

| 令和７年度実績 | | 工事全体（割合は、下の合計に占める割合） | | | | うち総合評価（割合は、左の工事全体に占める割合） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 件数 | 割合 | 金額 | 割合 | 件数 | 割合 | 金額 | 割合 |
| 鉄道施設 | 一般競争 | 6 | 42.9% | 502.5 (A) | 95.4% | 6 | 100% | 502.5 (B) | 100% |
| | 随意契約 | － | － | － | － | | | | |
| | 計 | 6 | 42.9% | 502.5 | 95.4% | | | | |
| 鉄道施設以外 | 一般競争 | 8 | 57.1% | 24.2 | 4.6% | － | － | － | － |
| | 随意契約 | － | － | － | － | | | | |
| | 計 | 8 | 57.1% | 24.2 | 4.6% | | | | |
| 合　計 | | 14 | 100% | 526.7 | 100% | | | | |

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注２）少額随意契約は含まない。

（注３）金額は当初契約金額である。

※鉄道施設に係る一般競争入札の総合評価落札方式実施率（＝(B)／(A)）

② 入札・契約手続きの事務負担軽減

【当該取組みの実施状況（競争参加資格の随時申請、変更届提出のオンライン実施率含む）】

過年度より機構・事業者双方の入札・契約手続の負担軽減を図るための取組を進めているところであり、今年度も以下の取組を継続する。

- 競争参加資格認定の本社一元化（申請窓口の一本化）
- 競争参加資格の随時申請、変更届提出のオンライン化の推進
- 一部の工事種類における技術提案数の削減
- 設計図書のＷＥＢ上ダウンロード化の実施

・　一括審査方式の活用
・　調達に関する部内手続きのシステム化、承認手続きの電子化の推進

③ 個別路線の取組み【当該取組みの実施状況】

北海道新幹線のコスト縮減については、工事の進捗状況を踏まえ、過去の縮減事例を参考にしつつ、その時点で有効な方策に取り組むよう努力する。

例えば、以下の事例が考えられる

・建設発生土の新幹線工事内での有効活用や盛土等への利用を積極的に進めることにより、コスト縮減に努める。
・高架橋工事において、地盤の中にある汚染土層のみを効率的に処理し、要処分汚染土量を削減することにより、コスト縮減に努める。
・橋梁の桁架設工事において、桁架設方法を変更し、迂回路設置を不要とすることにより、コスト縮減に努める。
・排水トンネル工事において、坑口位置を変更し、大規模な斜面防護工や雪害対策工を削減することにより、コスト縮減に努める。
・関係者との協議を踏まえて、車両基地の配線や構造の設備計画見直しを行うことにより、コスト縮減に努める。

（２）第三次担い手３法の趣旨を踏まえた契約・入札等の適切な実施【当該取組みの実施状況】

機構では、事業促進ＰＰＰ（Public Private Partnership）などを含む、多様な入札契約方式を導入し、その中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努めている。令和６年６月に公布された第三次担い手３法（品確法と建設業法･入契法）の趣旨に則り、週休２日制に引き続き取り組むとともに、新技術活用促進等工事、カーボンニュートラル試行工事の適用拡大に取り組む。今後も国による新たな契約・入札等に関する制度の創設が進むと考えられることから、機構の鉄道建設業務において有効なものは導入を検討し、生産性、品質及び施工環境の向上に取り組む。

（３）随意契約基準額見直しによる発注事務の効率化【当該取組みの実施状況】

今般、「予算決算及び会計令」が改正され、国における少額随意契約の基準額が引き上げられたことを受け、機構の基準額についても国の基準に合わせ契約事務規程を改正したところである。

少額随意契約においても一定の競争性及び透明性を確保した適正な手続きの遵守が求められるため、複数者からの見積書徴取やオープンカウンター方式の積極的な活用などについて重点的なチェックを行い、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、発注事務の効率的な実施に取り組む。

（４）電子契約の導入【当該取組みの実施状況】

電子契約は契約書作成にかかる作業負担や郵送コストの削減、受注者の印紙税が不要になるなどメリットも多く、社会的要請も高まっている状況を踏まえ、昨年度試行導入に取

り組んだところである。

今年度は試行導入において洗い出した課題の解決、対象とする契約の範囲の検討、導入にあたって必要な制度の整備等を行い、令和９年度からの本格導入に向けて、必要な準備を進めていく。

（５）本社一括契約の継続実施【当該取組みの実施状況】

ガソリン、業務用パソコン、電子複写機等、借上宿舎包括保険等過年度に本社にて一括調達を実施している調達については、今年度も調達予定のあるものは引き続きこれを実施し、スケールメリットを生かしたコスト削減や調達手続きの効率化に取り組む。

（６）その他継続的な取組み【当該取組みの実施状況】

契約監視委員会等により、引き続き、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった案件を中心に点検、見直しを行う。

なお、一者応札・応募案件については、公告期間の拡大、入札参加資格要件の緩和のほか、必要に応じて、資料の交付を受けたものの入札に参加しなかった者に参加しなかった理由のヒアリングを実施しており、令和８年度もさらなる入札参加資格要件の見直し等を検討するなど、引き続き一層の競争性の確保に努める。

３．調達に関するガバナンスの徹底（【　】は評価指標）

（１）随意契約に関する内部統制の取組み【当該取組みの実施状況】

発注にあたっては、引き続き競争性のある契約方式を選択することを基本とするが、やむを得ず競争性のない随意契約を選択する場合、引き続き、契約事務規程等に基づき適切に事務を行うとともに、契約監視委員会において、随意契約理由及び価格の妥当性について事後に点検を受けることとする。

また、過去に公募手続きを行い参加事業者が現れなかった案件の継続的な発注においても、一定期間毎に再度公募を行い、改めて参加者の有無を確認する仕組みを検討し、競争性の確保に努めることとする。

（２）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組み【当該取組みの実施状況】

過去の不祥事を真摯に受け止め、情報漏えいなど公正な競争を損なう行為の再発を防ぐため、引き続き、以下の対策に取り組む。

- 入札手続きに関する研修の充実
- 入札・契約監視機能の強化
- 入札・契約手続きの見直し
- 情報管理の徹底
- コンプライアンス月間における発注者綱紀保持の再周知

併せて、法令や発注者綱紀保持規程等のルールの遵守状況も踏まえ、研修における発注者として遵守すべきルールの再確認、発注事務に係るルールや業務フローの見直しその他の対策の強化を図り、入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組む。

４．自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

５．推進体制

（１）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（経理資金・施設管理担当）を委員長とする入札・契約制度検討委員会により調達等合理化に取り組むこととする。

委員長　理事（経理資金・施設管理担当）

委　員　理事（経営企画・総務担当）、理事（建設計画・国際担当）、理事（鉄道助成・国鉄清算事業担当）、建設企画統括役、経営自立推進統括役、経営企画部長、総務部長、経理資金部長、調達契約部長、建設企画部長、経営自立推進・財務部長

なお、委員会は上記に掲げる者のほか、必要があるときは臨時に委員を置くことができることとする。

（２）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約、一定の関係を有する法人との契約及び公益法人に対する支出）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

６．その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。